

## 通学路沿道ブロック塀等の早期改善に向けた支援策の継続について

### 1 これまでの経緯

平成30年度「通学路沿道ブロック塀等適合性調査」により、建築基準法の仕様基準に適合せず、ひび割れや傾斜等が顕著であり、老朽化が進行するなど、早期改善が必要と思われるブロック塀等（要改善）が、84箇所把握された。

このため、ブロック塀等改善工事助成制度を令和4年度に改定し、所有者への周知に集中的に取り組んだ結果、令和7年1月末現在で「要改善」の塀は42箇所まで減少している。

### 2 現状の主な課題

(1) 「要改善」の塀のうち、延長が15mを超える塀の改善が伸び悩んでいる。

	調査当初数 (箇所)	改善数 (箇所)	改善率
要改善	84	42	50%
延長15m超え	13	3	23%
その他	71	39	55%

※令和7年1月末現在の件数。改善数は、ブロック塀毎に1箇所としてカウント。

延長15m超えの改善数3箇所は1申請によるもの。

(2) 延長が15mを超える塀は、改善の意向はあるが、工事に要する費用が大きく検討に時間を要することから、助成額の重点支援を継続する必要がある。

(3) その他の塀についても、「令和8年度までに要改善の塀を概ね解消」という目標に向け、助成額を継続する必要がある。

### 3 令和7年度以降のブロック塀等改善工事助成について

令和7年度以降も、以下のように助成制度を継続する。

年度	令和4年度	令和5～6年度	令和7～8年度 【継続期間】
一般	工事費の1/2（限度額15万円）		
通学路沿道 かつ「要改善」等	工事費の1/2（限度額40万円）		工事費の1/2 （限度額40万円） 【継続】
延長15m超 かつ「要改善」	工事費の1/2（限度額100万円）		工事費の1/2 （限度額100万円） 【継続】

※太枠は重点支援

※令和9年度以降は、耐震改修促進計画の改定内容を踏まえ助成制度を検討する。

4 予算額（案）

歳入：34,562千円

歳出：56,050千円

5 今後の予定

令和7年4月 支援制度を継続